

# 株式会社京写定款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社京写と称し、英文ではKYOSHA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. プリント配線板の研究・開発・設計・製造販売
2. 電子部品製作用機械、治具、金型の研究・開発・設計・製造販売
3. 各種電子部品の研究・開発・設計・製造販売
4. 各種電気部品の製造販売
5. 前各号による製品の輸出および輸入
6. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都府久世郡久御山町に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、58,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

## 第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することが出来る株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当社に、10 名以内の取締役を置く。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役相談役、取締役会長ならびに取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 22 条 当会社に、4 名以内の監査役を置く。

(監査役の選任)

第 23 条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 24 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 25 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 26 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開くことができる。

3. 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第 6 章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 27 条 当社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）および監査

役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第 7 章 計 算

（事業年度）

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第 29 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（自己株式の取得）

第 30 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 31 条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

（附則）

1. 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。